

4/3統計委員会基本計画部会第2WG資料/廃棄物・水分野の統計調査の概要

廃棄物関係

調査名	調査対象	調査対象者数	周期	目的	調査事項	拡充について
一般廃棄物排出事業実態調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)	市町村及び特別地方公共団体 (悉皆)	1827	年	一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。	排出状況、処理状況、焼却施設の状況、最終処分場の状況 など	廃棄物処理分野においても地球温暖化対策が求められているため、一般廃棄物処理施設における燃料消費量などの調査項目を拡充する必要があると考えている。
産業廃棄物排出・処理状況調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	都道府県(悉皆)	47	年	産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。	業種・種類別・地域別排出量、種類別再生利用量、種類別減量化量、種類別最終処分量 など	循環型社会形成推進基本計画等の指標となる数値を算出しており、調査の基礎となる情報量を増やすなどにより、調査のアウトプットの拡充とさらなる精度向上を行う必要があると考えている。

水関係

調査名	調査対象	調査対象者数	周期	目的	調査事項	拡充について
水質汚濁物質排出量総合調査 (水大気環境局水環境課)	水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場・事業場のうち、一日当たりの平均排水量が50m ³ 以上、又は有害物質を使用する工場・事業場(ただし、下水道に全量排水するものは除く。) (悉皆)	47,000	年	水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが重要であるが、合理的かつ効果的な排出規制や指導を実施するには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。このため、本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基礎的資料とすることを目的として実施している。	産業分類、事業場の稼働状況、事由発生年月日、延床面積、従業員数等、出荷額等、飼育頭数(畜舎(豚・牛・馬)のある事業場のみ)、その他の指標、月別稼働日数、稼働時刻、用排水量及び排水処理方法、用水量、総排水量、処理水量、未処理水量、排水処理方法、排水濃度、有害物質の使用の有無、有害物質の製造の有無、有害物質の排出方法、有害物質の排水濃度	拡充は予定していない。
水質汚濁防止法施行状況調査 (水大気環境局水環境課)	都道府県、水質汚濁防止法政令市及び海上保安庁 (悉皆)	154	年	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施している。	水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)上の特定事業場数及び立入件数、水濁法上の特定施設の届出件数等、水濁法による改善命令・一時停止命令・措置命令・罰則の適用・行政指導等件数、水質総量規制にかかる届出件数、水質総量規制にかかる事前命令・改善措置命令・行政指導・報告徴収・罰則の適用等件数、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸法」という。)上の特定事業場数、瀬戸法上の届出・許可件数、瀬戸法上の措置命令件数、瀬戸法違反件数、瀬戸法上の自然海浜保全地区の指定・行為の届出・勧告又は助言の件数、湖沼水質保全特別措置法(以下「湖沼法」という。)上の湖沼特定事業場数等、湖沼特定施設等の届出件数、湖沼法上の計画変更命令・改善命令・立入検査・行政指導・罰則の適用等件数、暫定排水基準が適用となる事業場数	拡充は予定していない。